

受理官庁 OM	国立知的財産庁（商工業投資促進省） （オマーン）	附属書 C OM
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	オマーン	
国際出願の作成に用いることができる言語	アラビア語 ¹ 又は英語	
配列表における言語依存フリーテキスト のために認められる言語	上述した言語と同じ ²	
願書の提出に用いることができる言語	アラビア語又は英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ ^{3, 4, 5}	認める。受理官庁はe P C T出願による電子出願を認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか （P C T規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁，オーストラリア特許庁，エジプト特許 庁，欧州特許庁又は米国特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁，オーストラリア特許庁，エジプト特許 庁，欧州特許庁 ⁶ 又は米国特許商標庁 ⁷	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合，出願人は翻訳文を提出しなければならない（P C T規則12.3）。
- 2 受理官庁はP C T規則12.1(d)に基づき認める言語を国際事務局に具体的に通告していない。
- 3 国際出願が，実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い，その範囲内で電子形式によって行われている場合には，国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 4 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には，実施細則附属書Cに従い，すなわちW I P O標準S T. 26XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。受理官庁がこのフォーマットでの電子形式による国際出願を受理しない場合，その国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付される（P C T規則19.4(a)(ii)の2)）。
- 5 関連する受理官庁の通告については，2016年6月2日付公示（P C T公報）107頁以降参照。
- 6 この官庁は，国際調査を同官庁又はオーストリア特許庁が実施する（又は実施した）場合に限り管轄する。
- 7 この官庁は，国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り管轄する。

O M	国立知的財産庁（商工業投資促進省） （オマーン）（続き）	O M
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：オマーン・リヤル（OMR）	
送付手数料	OMR 40	
国際出願手数料 ⁸	USD 1,456 に相当する OMR の額	
30枚を超える1枚ごとの手数料	USD 16 に相当する OMR の額	
減額（手数料表第4項に基づく）：		
電子出願 （文字コード形式による願書）	USD 219 に相当する OMR の額	
電子出願 （文字コード形式による願書， 明細書，請求の範囲及び要約）	USD 328 に相当する OMR の額	
調査手数料	附属書D（A T），（A U），（E G），（E P）又は（U S）参照	
優先権書類の手数料 （P C T 規則17.1(b)）	OMR 70	
優先権回復請求手数料 （P C T 規則26の2.3(d)）	OMR 200	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がオマーンに居住している場合 要，出願人がオマーンの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	オマーンで手続するために登録されている代理人又は弁護士	
委任状の提出要件の放棄 ⁹		
受理官庁は，別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか？	放棄していない	
別個の委任状が要求される特別の状況	適用されない	
受理官庁は，包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか？	放棄していない	
包括委任状の写しが要求される特別の 状況	適用されない	

⁸ この手数料は，一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（I B）参照）。

⁹ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（P C T 規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（P C T 規則90.4(e)及び90.5(d)）。